

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	24-8
処分の種類	不正受給者からの費用徴収			
根拠法令条例等・条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条			
処分の概要	<p>1 不正な手段により支援給付を受けた者があるとき、支弁した支援給付費の一部又は全部を徴収する決定及びその徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収する決定</p> <p>2 不正な手段により医療、介護等の給付に要する費用の支払いを受けた医療機関、介護機関等があるとき、支弁した額のうち返還させるべき額を徴収する決定及びその徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収する決定</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽されているため)</p> <p>[参考]「生活保護問答集について」 (平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) 第13</p>			
基準の制定根拠	—			